

海外事務所レポート



中国増値税法改正による 「越境取引」のルール変更について

北陸銀行 法人ソリューション部
大連駐在員事務所
金春梅

1. はじめに

2026年1月1日、「中華人民共和国増値税法」と関連の実施条例が正式に施行され、同時に、1994年から続いた「中国増値税暫定条例」が廃止されました。国内税收の約38%を占める増値税（付加価値税、VAT）が正式に法制定され、大幅な制度転換となりました。

本改正は実務への影響が大きいことから、1月下旬以降、大連の税務局では企業経営者や経理担当者向けの「増値税法と実施条例」に関する研修が実施されました。従来の13%、9%、6%の3段階の基本税率に変更はありませんが、越境取引、混合販売、みなし販売、仕入税額控除などに関するルールの見直しがありました。

今回は主に、日本企業にも影響が及ぶ越境取引の変更点についてご紹介します。



大連市の税務局が主催する研修の様子（筆者撮影）

2. 増値税とは

中国の「増値税」とは、中国国内で物品、サービス、無形固定資産、不動産、および輸入貨物を販売する企業と個人に対し、その流通過程で新たに創造された付加価値部分に対して課す税金です。内容によって3段階の税率が適用され、一部ゼロ税率の取引があります。

【表1】増値税率および適用内容

税率	適用内容
13%	物品販売、加工修理、有形動産リース、輸入貨物など
9%	交通運輸、郵政、建築、不動産賃貸、農産品など
6%	金融、研究開発、情報技術、教育、医療、飲食、宿泊、無形資産販売など
0%	輸出貨物、貿易外取引など

一方、小規模納税者には簡易課税方式が適用され、徴収税率は3%の固定となりますが、仕入税額の控除はできません。また、不動産賃貸、労働派遣などに従来適用されていた5%税率は廃止されました。

3. 越境取引における課税判定基準の変更（「消費地原則」へ）

今回の改正で外国企業に最も影響が大きいのは、越境サービス・無形固定資産に関する課税の考え方が、従来の「購入者が中国国内にいるか」という基準から、「中国国内で消費・受益されるか（消費地原則）」へ転換した点です。

課税・免税の扱いは、以下のパターンに整理することができます。

【表2】「課税」「免税」の判定基準

●「課税」となる取引：中国国内で消費・受益される（成果が中国国内で活用される）取引は課税になり得る

区分の変化 (旧区分→新区分)	判定イメージ	事例
免税 → 課税	企画・開発・製作が海外で行われた成果物が中国国内に納品され、中国国内事業で活用・収益を生む業務	・海外デザイン会社が海外で建築設計・図面作成し中国国内工事に使用 ・海外コンサル会社が海外で市場調査・経営分析レポート作成し中国企業の国内経営判断に活用 ・海外テクノ企業が海外で技術開発し中国国内工場で開発成果を活用
課税 → 課税 (変更なし)	中国側が受益する越境リモート対中サービス	法律相談、監査、クラウド保守、ソフトウェアライセンス、知的財産の国内許諾
	貨物の輸入に係る輸入増値税は引き続き税関が徴収	海外から中国への貨物輸入
	海外企業による中国国内不動産・土地所有権の賃貸・譲渡には9%の増値税を適用（中国側が源泉徴収する）	中国国内不動産関連取引

●「免税」となる取引：中国国内で消費・受益されない（海外現地で完結）取引は免税になり得る

区分の変化 (旧区分→新区分)	判定イメージ	事例
課税 → 免税	サービスがすべて海外現地で完結・即時消費され、中国国内で利用可能な成果物が発生しない業務	・海外展示会会社が提供する展示会ブースレンタル、現地展示会サービス ・海外現地サービス業者による現地アテンド、海外交通手段手配、現地機材レンタルの提供 ・中国人研修生に対して渡航先の研修機関が行う対面講義、研修業務
免税 → 免税 (変更なし)	貨物の輸出は従来どおり免税	中国から海外への貨物輸出

《海外企業への実務アドバイス》

以下の点について、注意・整備が必要です。

①契約条項の改定

「海外現場即時サービス」、「海外研究開発・成果の国内利用サービス」という文言を契約上明確に区分し、税負担・源泉徴収責任を明記する。

②価格設定の見直し

海外での成果が中国国内に帰属する型（成果落地境内型）の課税業務については、事前に6%の源泉増値税を原価計上し、中国向けの見積もりを再作成する。

③証憑書類の保管

免税となる海外現地サービスは、実施地証明・渡航関連書類・現地作業記録を保管する。

④財務決済の調整

課税案件は、契約書に税込価格・税抜価格を明記し源泉徴収税の決済方法を明確にする。

⑤税の納付方法

海外企業が中国国内で課税取引を行う場合、国内購入者が増値税を源泉徴収する。
あるいは、国内代理人に委託し、申告・納付する。

4. おわりに

今回の増徴税法改正は、中国の増徴税制度が国際基準の「消費地課税原則」に整合される重要な転換点となりました。改正により、一部業務で従来の課税・免税の判定が逆転する可能性もあります。今後、中国との貿易外取引においては、サービスが中国国内で消費・受益されるかが増徴税課税判断の基準となります。

本稿は一般的な情報提供を目的としており、個別案件の税務判断につきましては専門家へのご相談をお勧めします。

<ご注意>

文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容についてはご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

海外NEWS

発行：北陸銀行 法人ソリューション部 グローバルビジネス推進室
〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26 TEL (076)423-7111

THE HOKURIKU BANK, LTD.